

総合球技場基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 総合球技場の基本計画を策定するにあたり、優れた見識を有する者から幅広く意見を聴くため、総合球技場基本計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置することとし、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討する。

- (1) 総合球技場の規模・機能
- (2) 総合球技場の整備・運営手法
- (3) 総合球技場の概算建設費・運営収支
- (4) その他必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員によって構成する。

- 2 委員は、知事が委嘱する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 4 委員長は、委員の互選による。
- 5 副委員長は、委員長が委員の中から指名する。
- 6 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、山梨県総合政策部政策企画課リニア環境未来都市推進室において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年12月6日から施行する。